

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第十五条関係）		別表第一（第十五条関係）	
職	員	職	員
一 (略)		一 (略)	
二 (略)		二 (略)	
三 中学校又は高等学校に勤務する職員で学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第四百十条の規定に基づいて行う特別の指導に直接従事することを本務とする職員		三 中学校に勤務する職員で学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第四百十条の規定に基づいて行う特別の指導に直接従事することを本務とする職員	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	調整数	(略)	調整数

附則

この人事委員会規則は、令和三年四月一日から施行する。